

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成 28 年 9 月 9 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600169号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1600020号

第1 結論

昭和63年4月から同年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年4月から同年5月まで

平成元年頃、請求期間の国民年金保険料について納付書が送られてきたので、私は、自宅近くのA地区センターにおいて、現金で納付した。納付した保険料の金額は覚えていないが、2か月分をまとめて納付したことは間違いない。

請求期間が未納となっていることに納得がいかないもので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成元年頃に、請求期間の国民年金保険料について納付書が送られてきたので、A地区センターにおいて、現金で納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、平成元年6月26日に過年度納付書が作成されていたことが確認できる上、当時の区の広報紙によると、同センターは同年10月に開館していること、及び同センターにおいて、区役所と社会保険事務所(当時)による年金相談が開催され、その際に保険料の領収も行っていったことについて記載があることから、請求者の請求内容に特段不合理な点は認められない。

また、i) 請求者は国民年金に加入して以降、請求期間を除き、国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無い上、請求期間の前後の国民年金加入期間においては付加保険料も納付していること、ii) 請求者は、複数回にわたる厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることから、請求者の国民年金保険料の納付意欲は高かったものとうかがわれ、請求者が、2か月と短期間である請求期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600164号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600078号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月29日の標準賞与額を1万円に訂正することが必要である。

平成17年7月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月

私は、A社に勤務していた期間のうち、請求期間において賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では、標準賞与額の記録が無い。請求期間の賞与については、B社からの振込が預金通帳で確認できるので、調査の上、当該期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社の厚生年金保険被保険者であったが、請求者が所持する預金通帳によると、平成17年7月29日に、B社から8,400円が振り込まれていることが確認できる。

また、B社が提出した資料によると、平成17年7月29日に、同社が請求者に1万円の特別賞与を支払っていたことが確認できる。

このことについて、B社は、「A社は、当社の100%子会社であり、平成17年7月29日の振込は、当時、Cグループに在籍していた従業員に支給した特別賞与である。当該特別賞与の計算及び支払は当社が担当しており、支払後にA社に支払金額を請求していた。社会保険関係事務は、当社からの連絡を基にA社が行っていたが、当該特別賞与については、当社からの連絡が漏れていた。」と回答していることから、請求者の請求期間の賞与については、A社から支給されたものであると認められる。

また、同僚に係る「平成 17 年賃金台帳一覧」によると、当該同僚は、所属が A 社となっており、請求期間の賞与から支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できる上、B 社は、請求者に係る賃金台帳は残っていないが、請求者の請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたはずであると回答している。

さらに、D 市 E 区が提出した請求者に係る「平成 18 年度市民税・県民税課税（非課税）証明書」における社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額等から推計される年間の社会保険料額に、請求期間の賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく社会保険料の金額を加えた額とほぼ一致する。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において 1 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、上記預金通帳において確認できる振込日及び B 社の回答から、平成 17 年 7 月 29 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 17 年 7 月 29 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年 7 月 29 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。